

第28回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年10月6日(月)午後1時27分から午後3時13分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員(21人)

1番	清水 静枝	2番	中村 滋
3番	箱田 裕史	4番	浦恩城 由子
5番	佐藤 勲	6番	寺崎 正親
7番	今井 隆	8番	須田 直子
9番	大野 俊彦	10番	信澤 健治
11番	中沢 幸子	12番	山田 孝夫
14番	戸塚 英子	15番	塚越 勤
18番	川野 健一	20番	西山 康雄
21番	反保 勉	22番	飯野 利貞
23番	新井 元	24番	設楽 明志
25番	金井 政明		

4 欠席委員(4人)

13番	天田 晃	16番	永井 保伸
17番	石川 大輔	19番	福田 敬一

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
係長	渡邊 喬丈
係長	矢端 ひろみ
係長	矢島 賢一
主任主事	飯島 卓也
主任主事	津久井 亮太

6 職務のため出席した農林課職員

主事	岩井 啓太
----	-------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 特定農地貸付計画について
- 日程第6 議案第5号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第7 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時27分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。皆様おそろいようですので、第28回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶いただきます。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、ただいまから第28回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。本日は、議席番号13番、天田晃委員並びに16番、永井保伸委員と17番、石川大輔委員並びに19番、福田敬一委員からの欠席との連絡がございました。4名欠席ということで、本日の出席委員は全員25名のところ21名であり過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。

私のほうから議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。それでは、議席番号4番、浦恩城由子委員並びに20番、西山康雄委員の両名を指名いたします。また、書記は矢端係長を任命いたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行に入ります。

発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議案に入ります。

○会長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でござい

ます。

2番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和7年11月22日から令和10年11月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書16ページ、議案第3号ナンバー25が提出されております。

7番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は贈与、申請地を兄より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は、10件でございます。なお、この10件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ただいま3条、10件ほどの説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

6番も、また5条のほうに出てくるのですけれども、これはきちんと管理しているようです。ちょっと、また、8番、伊勢崎からどのぐらい、通うのかなと思ったら、時間的に40分ぐらいだなんて、そんな事務局から説明ございました。

あとは、9、10は貸付地がありますけれども、認定者とか新規就農者。令和5年からだったっけ、

10番、貸したのだけ、これは。貸したばかりか。

○事務局 はい。

○会長 令和5年だから、今7年か。

○事務局 令和5年で……

○会長 そうだよ。はい。それで、この人、10番、これはほとんど梅だったっけ。

○事務局 そうです。

○会長 梅だよ。梅畑だよ。

どうですか、皆さんのほうから何かご意見あればお受けいたしますけれども。

ないですか。異議がなければ許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を「令和10年11月21日」から「令和8年11月21日」に訂正をお願いいたします。

こちらは、先日の北部の事前協議にて圃場の管理状況は改善されたが、収量が8割に満たないため、今回につきましては3年更新ではなく1年更新として営農状況を見て今後の更新の判断にしたらどうかという意見をいただきました。それを受けて、申請人にその旨を伝えたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められておまして、令和7年11月22日から令和8年11月21日までの1年間でございます。譲受人は、令和3年に最初の許可を受け、昨年度、初回の更新時期となりましたが、営農状況が芳しくないことから、3年間ではなく、期間を1年として更新になった案件でございます。今回1年間の一時転用期間が満了となるため更新の申請となりました。

それでは、別添の農地法第4条許可申請ナンバー1 審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央上部の申請地と記載されている箇所が申請地でご

ございます。高崎市榛名支所から北西に約4キロの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面の太枠で縁取られている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、住宅や倉庫等の非農地が散在しておりますが、農振農用地の青地農地に囲まれている状況でございます。本申請地も青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。見開いて御覧ください。図面の色づけされている箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、畑と公衆用道路に接しております。

1枚おめくりください。4枚目と5枚目が土地利用計画図でございます。見開いて御覧ください。法人の申請になりますので、現地には既に太陽光パネルが設置されております。架台支柱110本、パネルの枚数336枚、7.24平米の一時転用の許可申請でございます。

5枚目をおめくりください。6枚目が太陽光パネルの立面図でございます。最低地上高は2.3メートル、最高地上高は3.7メートル、支柱と支柱の間隔は2.9メートルとなっております。

1枚おめくりいただきまして、7枚目からが営農計画書でございます。

営農型発電設備の下部の農地の面積は、2,914平米の畑でございます。

営農者の属性ですが、効率的かつ安定的な農業経営の方に該当する方になります。

営農者の農作業経験ですが、農作業歴は43年になり、作付作物に関しては4年間の経験となっております。

1枚おめくりください。栽培計画になりますが、カボチャを1,335平米、ミョウガを1,571平米作付していただきまして、更新の申請になりますので、現地には既に耕作をしている状況であります。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業の期間ですが、5年目以降を御覧ください。カボチャに関しては4月に定植、8月に収穫、ミョウガにつきましては既に定植が済んでおり、7月から8月にかけて収穫とのことでございます。

1枚おめくりください。利用する農業機械ですが、トラクターのみでございます。

農作業に従事する者ですが、常時6人体制であると伺っております。

続きまして、下部の農地における単収見込みですが、地域の平均的な単収はカボチャは10アール当たり1トン、ミョウガにつきましては10アール当たり30キロとなっております。本申請地における単収見込みは、それぞれ1トンと30キロとなっており、100%の収量を見込んでいるとのことでございます。今年度は、ミョウガは37キロ、カボチャは197キロを収穫しており、ミョウガは単収の8割を超える収量がありました。

1枚おめくりください。営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、それぞれ35%、40%の遮光率となっており、カボチャ、ミョウガともに営農型の下部でも十分な日照量が確保できるとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.3メートル、最高地上高3.7メ

一トル、間隔2.9メートルとなっております、作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

1枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見書でございますが、2の所見を御覧ください。カボチャ及びミョウガの栽培については、肥料を適切に与えれば作れる作物とのことでございます。

1枚おめくりください。以降は、収支の見込み及び現地の写真でございます。参考に御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長 ただいまナンバー1の説明がございました。これから、今回3班が事前調査してきました。

それで、今日は班長さんではなかった。今日は副班長さん。福田さん、どうしたのだろうか。大事なときに班長さんいないけれども。そういうことで新井元副班長さんから報告をお願いします。

○23番新井委員 それでは、事前報告をいたします。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告をいたします。

なお、当日は申請者1名が出席でした。

質問1 前回の更新の際は、農地の管理状況が芳しくなく1年の許可となりましたが、今回は前回に比べしっかり管理されていました。しかし、カボチャの収量が8割に満たなかったことですが、原因は何が考えられますか。

回答 天候がかなり影響しました。雨が少なかったので、水が不足したことが一番の影響と感じています。他の農地で栽培しているナスやショウガなど作物もかなり影響を受けました。

質問2 自然農法とおっしゃっていましたが、どうしても手をかけずに放っておくという印象を受けてしまうのですが、しっかりと手をかけて耕作する必要があるとは思いませんか。

回答 自然農法は自分が勝手に言い出したものなので、はっきりとした定義があるわけではなく、放っておくということではありません。皆さんのおっしゃるとおり、しっかりと手をかけて耕作していくことが必要だと思っています。

質問3 作物を変更する予定はありませんか。

回答 今回の申請で変更する予定はありませんが、将来的にサツマイモへの変更を考えています。サツマイモは栽培実績が豊富にあり、かなり自信があります。

質問4 ミョウガのところに間が空いている箇所が見られましたが、なぜですか。

回答 直近で切ってしまったところがあります。ミョウガは収穫してから出荷までの管理に手間がかかり、難しいと感じています。そういったこともあり将来的にサツマイモを検討しています。

質問5 出荷先はどこですか。他の農地で栽培しているナスやサツマイモと同じ出荷先ですか。

回答 今回の申請地で収穫したカボチャとミョウガはスーパーに出荷しています。ナスやサツマ

イモについては、別のところへ出荷しています。

質問6 収量8割という基準がある以上、そこを目指さなければなりません。管理状況は改善されていきましたので、引き続き頑張ってください。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ただいま副班長から報告がございました。これから審議するのですけれども、この間の北部の事前協議のときはいろいろ意見が出まして、この調査、現地調査行ったときも、もう収穫済みの後だったので、本来なら、その栽培過程の中で現地を見られれば、その生育状況なんていうのが分かるのですけれども、終わった後だったのでよく分からなかったのですけれども。事務局のほうから申請人に1年ということ、もう伝えてあるの。

○事務局 はい。

○会長 そういうことだそうです。でも、一応ここで審議しましょう。何か質問等ございましたら、よろしくお願いします。

設楽委員。

○24番設楽委員 24番、設楽です。自分もカボチャ作っているのですけれども、日照が大事なので、雨が少なかったって言っていて、でも、半分ソーラーがあるから、そんなに水不足は関係ないと思って、ちょっとこの人ずれているのかなって自分は感じたのです。サツマイモも、多分ミョウガからサツマにするって逆ではないかという話で。サツマイモも乾いたほうがいいぐらいですから、あと日当たりよくないと大きくなりませんから、これ、サツマイモにしたらますます取れなくなってしまう。ミョウガとかショウガのほうがかえっていいのではないかというふうに思います。

以上です。

○会長 今経験から、そういうお話が出たのですけれども。皆さん、どう思いますか。サツマイモにするよりミョウガのほうがいいのではないかと、そんな今意見が出たのですけれども。ミョウガだとかサツマイモ栽培して、経験のある委員さんがいたら何かお話ししていただければと思うのですけれども、どうでしょうか。

ない。そういう意見が出たのですけれども。

ミョウガも、あんまり成績よくなかったのだったっけ。どういふのだったっけ。収量的には。

○事務局 一応ご本人からの報告ですと、収量8割は取れているということで報告をいただいています。

○会長 ただ、あれか、ミョウガというのは年数やっていると病気が出たりするのか。あれは。出るのね。だから、途中で作物を変えなくてはならないのだろうけれども。そういう考えがあって、そういうふうにかこの聞き取りのとき、そういうお話が来たのかななんて思うのですけれども。とにか

く収量が8割取れれば何作ってもいいのですけれども。

その作物のお話もございましたけれども、あと、これ更新期間、一応1年ということなのでしょうけれども。どうでしょう、皆さんのお考えは。1年で様子見ますか。いいですか。

○全員 はい。

○会長 では、作物は、また、そういう意見が出ましたということ、また申請人にそのときに事務局から伝えていただきたいと思います。

それでは、1年ということで、ここで決定いたしました。

では、それで1年の許可相当としてよろしいでしょうね。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したためは正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございまして。

3番 通路用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したためは正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございまして。

4番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したためは正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございまして。

5番 火災により住宅を焼失したため隣接する申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

6番 斜面になっており作付ができないため客土を入れて農地を改良したいという農地改良の申請でございまして。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は令和7年10月22日から令和10年10月21日までの3年間でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は5件でございまして。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま2から6ですか、事務局から説明が終わりました。これより審議に入りますけれども、ナンバー6については、反保勉委員に係る案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することはできないとあります。したがって、ナンバー6を最終の協議、質疑とし、その際は反保勉委員に一時ご退室をお願いいたします。

それでは、ナンバー2からナンバー5まで質疑をお受けしたいと思います。どうでしょう。

この5番の火災により住宅を焼失した。これ、いつ、あれだったっけ。新井委員。去年。去年の暮れか。では、それまで仮住宅かどこかへ入っていたわけか。火災で焼失したということなのです。

けれども。これ、今回この面積ですか、961、これ広いな。何でこんな広いのだということを、では、事務局、説明してくれる。

○事務局 こちら961平米ということなのですからけれども、先ほどの説明のところにもあったのですが、通路用地でほぼほぼ占められてしましまして、建物自体の広さは約80平米ぐらいなので、建てる家はそんなに大きくはないものです。なので、通路用地ということで申請の用地が広がっており、さらに、その後、ゆえに通路用地として使っていた部分がありましたので、始末書を添付してもらっています。

以上です。

○会長 そういうことだそうです。

それでは、2から5まで、皆さん質問ないね。なければ許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、許可相当といたします。

それでは、最後のナンバー6について審議しますので、反保勉委員の一時ご退室をお願いいたします。

(21番反保委員 退席)

○会長 それでは、ナンバー6について皆さんから質疑をお受けしたいと思います。

この航空写真の、分からないのですけれども、これ谷みたいにはなっていて、今回期間が令和7年10月22日から10年、約3年間客土を入れて農地にするのですけれども、皆さんから何か質問。これ客土を入れて、平らの農地になったら何作るのか分かりませんが。

○22番飯野委員 それは牧草だと思います。酪農家だから。

○会長 牧草ね。

○22番飯野委員 一応作物だから。

○会長 そうか、そうか。牧草ね。

○22番飯野委員 そんな話が出ていたと思いますが。

○会長 そういえば、この間、北部のとき、そんな話がありましたね。

○22番飯野委員 はい。

○会長 もう1日たつと忘れてしまうので。

ほかに何か意見ございますでしょうか。

○20番西山委員 では、1つ確認でいいですか。

○会長 はい。

○20番西山委員 20番の西山ですけれども、今、牧草地だということなのですからけれども、これ仕上がると約4町歩ぐらいの農地になると思うのですけれども、これ山林が1万2,000あって、仕上がった場合は、地目は山林だけれども、農地台帳に今度は畑か何かという形で載るのか。仕上がったって

完了報告書は……

○会長 牧草地か。

○20番西山委員 仮に3年後には出るよね。そのときには一応平らになるじゃん。

○事務局 はい。

○20番西山委員 そうすると、俺ちなんかも山だけれども、こう整備したところが耕地台帳に載っているのだけれども、そういう形になるのか。

○事務局 そうですね、実際に……

○20番西山委員 これ結構すごく広いのだよ、本当に。行ってみると。

○事務局 こちらは農地として牧草栽培ということで管理していくことになるのであれば、農地台帳のほうにも掲載されることにはなるのかなというふうには思われるのですけれども。ちょっとすみません、今明確にはお答えできなくて申し訳ないのですけれども。また、確認します。

○20番西山委員 それは完了報告書が出た後の話なものな。

○事務局 そうですね、はい。工事が終わって、そうですね、完了が終わってからになります。

○会長 今、現況これ山林、結構あるのだけれども、これ木が、何か杉かヒノキでも植わっているの、ここは。どう。本人でなければ分からないか。

○20番西山委員 木があるのかな。

○会長 伐採して下のほうへ入れてしまうのかな。

○20番西山委員 下部のほうにあれでしょう。この辺が、実際は全部なんだよ。

○会長 全部山林か。

○20番西山委員 ここの四角ではなくて、この上のこの黒いところが全部……

○会長 この枠で囲ってある以上にあるということだ。

○20番西山委員 そうそう、そうそう。1期でやったから、今度は2期工事ということかな。そういうことなのだけれども、仕上がっていなかったから。

○会長 では、これだけ広い面積が牧草地になれば、もっと頭数増やしてしなくてはならないよね。大丈夫かな。そんな心配して。

それでは、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、入室してもらってください。

(21番反保委員 着席)

○会長 ご苦労さまでした。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、

もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1とナンバー2については、事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて砂利を採取し販売したいという砂利採取の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められており、令和7年11月1日から令和8年10月31日までの1年間の申請でございます。なお、一時転用完了後は、良質な土及び表土にて埋め戻し、良好な農地として所有者に返還する計画でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1の審議資料を御覧ください。

まず、1枚目が案内図でございます。申請地は、図面の赤く着色された2か所でございます。それぞれ南八幡小学校より東に約400メートルと200メートルの場所に位置しております。申請地の周辺は農地の広がりがございます、農種別につきましては、申請地の全ての筆が農振農用地でございます。

2枚おめくりをいただきまして、3枚目が採取箇所1の公図の写しでございます。緑色で着色された箇所が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、それぞれ公衆用道路、水路及び農地に接しております。なお、申請地に隣接する農地の所有者には事業内容を説明しており、所有者から同意書をいただいております。

1枚おめくりをいただきまして、4枚目を御覧ください。こちらが土地利用計画図でございます。緑色で着色された箇所が採取箇所、黄色で塗られた箇所が境界からの保安箇所でございます、保安箇所につきましては、砂利採取法に基づき隣接地から約2メートル、水路から約5.7メートルの距離で設ける計画でございます。採取箇所内は45度の勾配をつけ、中心部にございますオレンジ色の点線まで掘削します。掘削の深さは10メートル弱でございます、採取面積は1,635.55平米、総掘削量は9,164.5立米でございます。

1枚おめくりをいただきまして、5枚目が求積図、6枚目が縦断計画図、次の7枚目が横断図でございます。今回の計画では2か所とも共同置場は設けずに、申請地内の掘削箇所ではないところに表土を置くという計画になっております。表土を置く高さは2.5メートル以内とし、近隣には影響がないよう配慮すると伺っております。

2枚おめくりをいただきまして、9枚目が採取箇所2の公図の写しでございます、緑色で着色された箇所が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、それぞれ公衆用道路及び農地に接しております。

1枚おめくりをいただきまして、10枚目を御覧ください。こちらが土地利用計画図でございます。

緑色で着色された箇所が採取箇所、黄色で塗られた箇所が境界からの保安箇所でございます。保安箇所につきましては、砂利採取法に基づき隣接地から約2メートル、公衆用道路から約4.9メートルの距離で設ける計画でございます。採取箇所内は、採取箇所1と同様に45度の勾配をつけまして、中心部でございますオレンジ色の点線の中まで掘削をいたします。掘削の深さは10メートル弱でございます。採取面積は2,822.13平米、総掘削量は1万8,497.6立米でございます。

1枚おめくりをいただきまして、11枚目が求積図、12枚目が縦断計画図、次の13枚目が横断図でございます。

また、乾燥時や砂利の運搬時には散水を行い、周辺の農地に被害を与えないよう努めると伺っております。

図面の青色の網かけ箇所が車両の出入口でございます。

採取箇所の外周につきましては、高さ1.5メートルの防護柵と危険標識を設置し、表土を置く高さは2.5メートル以内にいたします。その外周は、ガードロープ等を設置し、安全対策を行います。

また、埋め戻しの計画につきましては、埼玉県の秩父郡皆野町の山土を購入し、埋め戻しを行いまして、所有者に引き渡すとのことでございます。

採取した砂利は、埼玉県上里町の砂利販売業者に販売する計画でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま5条のナンバー1の説明がございました。

ちょっと話前後してしまうのですが、先ほどの4条の最後の6の3,000平米以上なので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しますけれども、よろしいでしょうね。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、今、5条のナンバー1、説明がございました。

それでは、これで、また現地調査してきた第3班の副班長の新井元委員から報告をお願いします。

○23番新井委員 調査報告をいたします。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者、設計会社の担当、代理人の計3名の出席でした。

質問1 現地を視察しましたが、ちょうど小学生の下校時間帯でした。大型車の通行が増えることとなりますが、安全対策はどのようなことを行いますか。

回答 事前に小中学校や幼稚園に対して事業内容を説明しております。通学時間帯には交通整理をする警備員を配置するなど、安全確保に努めます。

質問2 毎年、農地を一時転用し、砂利を採取していますが、復元後の農地では問題なく耕作できていますか。

回答 復元後、自社のトラクターで畑の土を起こしたり、田植等、作業を代行し、問題なく耕作ができる状態であることを確認した上でお返ししていますので、所有者から耕作に支障があるとい

った苦情やトラブルはありません。

質問3 隣接するビニールハウスでトマト栽培をされており、地下水を利用していると思いますが、影響はありますか。

回答 この辺りでは水脈は約50メートル以上の深さにあり、当社が行う掘削は10メートル未満です。特に影響はないと思います。

質問4 昨年度は、近隣の農地を同時に一時転用し、表土置場として利用する計画でしたが、今回の計画では表土置場は設けないのでしょうか。

回答 はい、申請地の敷地内に表土を置く計画です。盛土規制法の運用が開始されたため、昨年度とは事業工程が変わっております。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ただいま新井副班長から報告がございました。

それでは、これよりナンバー1、審議に入ります。皆さんより質疑をお受けいたします。

この業者、もう随分長くやっているのです。でも、良心的な仕事しているのです。周り近所からも別にこれといった苦情ないようできて、やっぱりそういう商売しないと長く続けられません。ただ、この間見て、すぐそばにトマトハウス、団地があるので、それがちょっと心配だったのですけれども、地下水が深いということでそんな影響はないということで。あそこにもポンプがあるのだけれども、50メートルぐらい下からくみ上げているのです。一回ポンプが壊れて、また新しくしたのです。

どうでしょうか、皆さんから何かご意見。すぐそばに小学校があつて、ちょうど行ったとき子供たちが下校時間で、そば歩いて帰るところなので、それだけがちょっと心配だなと思って、注意兼ねてお話したのですけれども。どうでしょう。心配なんて言うから、みんなから意見が出なくなってしまうとまずい。

それでは、許可相当として農業委員会ネットワークに意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することといたします。

それでは、続きまして、ナンバー2やしましょう。ナンバー2までね。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約の内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和7年11月23日から令和10年11月22日までの3年間でございます。こちらの圃場は、令和4年にパネルの下でカボチャを栽培する計画で最初に許可を受け

まして、今回は3年間の一時転用期間が満了するため更新の申請となりました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央の赤で囲われている箇所が申請地でございます、近隣の高校に約600メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。航空写真上の黄色で囲われている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、西側と北側に農振農用地が広がる地域でございます、申請地も農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目から5枚目までが公図の写しでございます。複数枚にわたっており、見づらくて申し訳ありませんが、申請地に隣接する土地につきましては、田、公道、水路でございます。

3枚目から5枚目までの公図の写し3枚をめくっていただきますと、6枚目と7枚目が土地利用計画図と求積図でございます。横向きに見開いて御覧ください。更新の申請ですので、現地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。架台支柱216本、パネルの枚数568枚、14.88平米の一時転用の許可申請でございます。

1枚おめくりください。8枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用の支柱のため最低地上高は2.1メートル、最高地上高2.8メートルで3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。10枚目からが営農計画書でございます。

営農型発電設備の下部の農地面積3,505平米でカボチャを栽培する計画でございます。

営農者の属性は、ア及びイの認定農業者となります。属性がイの認定農業者となりますので、許可期間は最大で10年間でございます。

営農者の農作業経験ですが、農作業歴は14年になり、作付作物に関しては14年間の経験となっております。

1枚おめくりください。栽培計画になりますが、カボチャを3,505平米作付しております。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業の期間ですが、カボチャを4月に定植、8月から9月に収穫とのことでございます。

1枚おめくりください。利用する農業機械ですが、トラクター2台と管理機を使用しているとのことでございます。

農作業に従事する者ですが、常時6人体制であると伺っております。

続きまして、下部の農地における単収見込みですが、地域の平均的単収は、カボチャは10アール当たり1,160キロとなっております、本申請地における単収見込みは10アール当たり928キロとなっており、80%の収量を見込んでいるとのことでございます、今年は780キロの収穫があったとのことでございます。

2枚おめくりいただきまして、こちらは下部の農地の収支見込みとなっております。参考までに

御覧ください。

1枚おめくりください。営農への影響の見込みとして生育に適した日照量の確保でございますが、つるが広がり生育するため、営農型の下部でも十分な日照量が確保できることとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.1メートル、最高地上高2.8メートル、間隔3メートルとなっております。作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保につきましても、十分に確保しているとのことでございます。

1枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見書でございますが、2の所見を御覧ください。カボチャはつる性の植物であり、圃場全体を覆うように生育するためパネル下での栽培でも生育に支障はないとのことでございます。

1枚おめくりください。こちらは現地の写真でございます。参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長 ただいまナンバー2の説明がございました。

それでは、これから調査報告ですけれども、新井元委員に、副班長さんからよろしく申し上げます。

○23番新井委員 それでは、調査報告をいたします。農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者3名の出席でした。

質問1 現在の営農状況を確認したところ、今回更新の申請地は比較的適切に管理されているように見受けられました。人手が足りないと同っていましたが、改善はされましたか。

回答 昨年度から現在にかけて特定技能1号の外国人従業員を約20名雇いました。そのほかに正社員15名とパート60名の体制で農業に従事しております。

質問2 収穫した作物はどこで販売していますか。また、こちらの圃場で栽培しているカボチャの品種は何ですか。

回答 グループ会社の店舗で販売しています。カボチャは、打木早生赤栗という品種を栽培しています。この品種は、スープなどの加工品に適しています。

質問3 現地の作付状況やマルチの張り方を見ると、余っている土地が見受けられます。種類を増やせるように土地の利用の仕方を工夫すべきだと思います。

回答 ご指摘いただいたとおり、マルチの幅や作付の間隔など見直さなくてはいけない点があります。次回の作付の際には今回の反省を生かしてマルチの幅を変え、植付け本数を増やしたいと考えています。

質問4 様々な課題や苦労があると思いますが、営農型太陽光の許可要件である平均単収の8割

以上の収量を確保し、見本となるよう頑張ってください。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいまナンバー2について新井副班長さんから報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから、質問等お受けいたします。

もう皆さんの頭の中では、この申請地はきちんと管理していない。そういう頭で皆さんいると思うのですけれども、きちんと管理しているところとしていないところがいろいろ種々雑多あるので。ここは調査班の人が行って、きちんと管理できているというところでしたけれども。これ、この申請者は72か所ですか、あるのです。72か所、これ面積合計するとどのぐらいあるのかな。計算したことないな。

○事務局 32ヘクタールぐらいです。

○会長 32ヘクタール。今回従事者が増えたということで、大分人手が足りるようになったということで、ここにもあるけれども。外国人従業員20名、それから正社員15名、あとはパートが60名、この体制でやるということで、今まで結構経緯があんまりよくなかったので、いろいろうちのほうでも随分注意したのですけれども、そろそろ誠意を持ってやってもらわないと、こっちのほうも、こういう審議の判断えらい時間がかかるので、きちんとやってもらいたいのですけれども。

どうでしょう。今回カボチャで、これも収穫済みの後だったので、その生育途中で、また、どの程度の生育状況かななんて。本当ならそういうときに見ればいいのですけれども、報告がそれなりに通っているということで。ほかにそれ以外のことで、何か皆さんから注文だとか、いろいろご意見ありましたらよろしくお願いします。

それで……

○22番飯野委員 はい。

○会長 はい。

○22番飯野委員 22番、飯野ですけれども、南部の方はご存じないかと思うのですけれども、申請者で下部の作付の変更の届けとか申請がありまして、北部では事前協議のときにも話したのですけれども、そういうことは南部の方はご存じないのですか。

○事務局 そのこと南部の事前協議でも同様にご説明をいたしました。

○22番飯野委員 そうですか。

○事務局 はい。

○22番飯野委員 それならいいのですけれども。はい、分かりました。

○会長 今、飯野委員からお話があったけれども、更新時期でないときに、その下の作物を変更するというので。途中で変更してもいいのはいいのですけれども、変更してもきちんとやってもらわないと、また困るので。

そんなことで。そうすればどうでしょう、一応令和7年11月23日から令和10年11月22日までの更新期間ということで、3年間ここではなっているのですけれども、この点についてどうでしょう。ここはきちんと管理できているから3年でもいいのではないですかって意見があれば3年にしますけれども。皆さんの意見を聞かないと、私の判断ではできないので。皆さんから意見を頂戴して決めたいと思います。

ないということは、では、3年でもよろしいということでしょうか。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、3年ということで、また、これ面積が多いので農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

これ、きちんと事務局のほうもよろしくお願いします。

○事務局 はい。

○会長 また、何だかんだいろいろ言われると大変だから。

それでは、ここで一旦ちょっと小休止します。続いて、休憩後、また、引き続いて審議しますのでよろしくお願いします。

では、10分また。みんながそろい次第、始めます。お願いします。

休 憩

再 開

○会長 いいのかな。そろった。はい。

先ほど、今ナンバー2、皆さんに審議してもらって、あれですね、許可ということで、許可相当ですか、ありました。これから一括審議に入るのですけれども、先ほど4条で最後の山林と、西山委員からちょっと質問が出たので、事務局から、調べたらしいので、係長からちょっと報告してもらおう。

○事務局 先ほどの西山委員さんからの山林を農地に変わるのかというご質問のご回答なのですが、一般的なお話になりますが、農地以外の地目で耕作をしてはいけないということは農地法上ありませんので、山林で牧草を栽培していただくというのは問題がない。それを農地に変えるかどうかということに関しましては、ご本人様の意向ということで、山林のまま牧草を栽培することは問題ない。もし農地に変更するのであれば、非農地から農地ということで事務局のほうに届出をしていただいて、登記を変えれば農地台帳のほうに登載できるというような扱いになります。

以上でございます。

○会長 そういうことで。

○20番西山委員 資産税課が調べて、強制的ではないけれども、耕作するということは。

○事務局 課税の地目に関しては、また税のほうで確認する形にはなるかと思うのですがすけれども。

○会長 よろしいでしょうか。

○西山委員 はい。

○会長 それでは、5条の一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地と一体利用の申請でございます。

11番 契約内容は売買、電気工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

12番 契約内容は売買、運送業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、断熱工事業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

16番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが申請地を買い受けて貸露天駐車場として使用し

たいという貸露天駐車場の申請でございます。

17番 契約内容は使用貸借、近隣で群馬県発注の工事を請け負っているが申請地を借り受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は、令和7年10月22日から令和8年9月30日までの約11か月間の申請でございます。また、議案書14ページ、議案第3号ナンバー18が同一事業の関連案件でございます。

18番 契約内容は使用貸借、近隣で群馬県発注の工事を請け負っているが申請地を借り受けて駐車場及び資材置場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は、令和7年10月22日から令和9年3月31日までの約1年5か月の申請でございます。また、議案書13ページ、議案第3号ナンバー17が同一事業の関連案件でございます。

19番 契約内容は賃貸借、隣接する機械製作工場の改修工事を行うに当たり申請地を借り受けて仮設事務所及び駐車場として使用したいという仮設事務所及び露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は、令和7年11月1日から令和8年4月30日までの6か月間の申請でございます。

20番 契約内容は売買、養豚業を営んでいるが申請地を買い受けて畜舎として使用したいという畜舎の申請でございます。宅地と一体利用の申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、近隣で水道管布設工事を行うに当たり申請地を借り受けて仮設事務所及び資材置場として使用したいという仮設事務所及び露天資材置場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は、令和7年10月22日から令和8年2月28日までの約4か月の申請でございます。

22番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて駐車場を整備したいという貸露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、工業地域でございます。

23番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて貸店舗を建築したいという貸店舗の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、工業地域でございます。

24番 契約内容は使用貸借、現在の自宅が家族の介護に不便なため申請地を妻より借り受けて平家建て住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請ですので、転用期間は、令和7年11月22日から令和10年11月21日までの3年間の申請でございます。また、さきにご審議いただきました議案書4ページ、議案第1号ナンバー6の地上権設定の3条許可申請が関連案件でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は賃貸借、半導体製造販売業を営んでいるが新設する従業員駐車場の工事に伴い駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は、令和7年10月22日から令和10年10月21日までの3年間でございます。

37番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

38番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

39番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが従業員駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

40番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は38件でございます。ご審議のほどよろしく

お願いいたします。

○会長 長い説明、ご苦労さま。今ナンバー3からナンバー40ですか、一括説明をしていただきました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑等お受けいたします。

このナンバー25、下でフキをやっているのですか。これは、最初、始めたのが令和元年だったそうでして、もう大分長くやっているのですけれども、これは問題ないですね。

事務局、問題ないのだよな。

○事務局 はい。

○会長 フキというのは、ずっと何年ぐらいまであれかな。ずっと、連作ということはないけれども、一回植えておくと取れるのだろう。分からない。

○会長職務代理人（塚越 勤） いいのは五、六年じゃない。

○会長 いいのは五、六年か。

○24番設楽委員 一回どこかでリセットする。

○会長 かけちゃう。

○24番設楽委員 かけちゃう。そうすると、そこ3年ぐらい取れないと、そこに、また新しい芽が出てきて。

○会長 そうなんだ。

○24番設楽委員 すき込んで。

○会長 では、そろそろそういうことしなくてはならないね。

○24番設楽委員 そうすると、何年か置きに、こう枯らしてしまうのです。そうすると、新しい芽が出て。

○会長職務代理人（塚越 勤） ロータリーで大丈夫かい。

○24番設楽委員 大丈夫です。

○会長 では、一遍に全部するのではなくて、こうに順番に。

○24番設楽委員 順番に。

○会長 はい、順番にね。

○24番設楽委員 ミョウガなんかだと歩くところこうに。

○会長 これは、よく管理されておるそうなので、皆さん別にいろんな意見がなければ賛同ということとでしたいと思います。

あとはどうだろうね、皆さん。こういう中で一つあれですよ、介護するので2階建てだと大変なので、平屋にするなんて、そういうのも出てきます。ナンバー24ですか。介護施設行くのより、自分で、家で見られれば、それが理想なのですからけれども。2階で上がったたり下がったりするのより、平屋建てで介護すればいいのでしょうかけれども。誰、これは、奥さん介護するのではないよな。そ

んなところ、あんまり詳細なことは。

○会長職務代理者（塚越 勤） 妻より借りて造るのだというのでしょうか。

○会長 そこまであんまり追及しないほうがいいかな。

どうでしょうか。これ一括説明。

では、金井委員。

○25番金井委員 25番の金井ですけれども、28番と、それから32番なのですけれども、面積が28番のほうは737平米、一般住宅ですけれども。また、次の32番は586って。普通、大体一般の住宅って、やっぱり面積300平米ぐらいが普通なのですかね。

○会長 最高が750だもの。

○25番金井委員 ええ。それで、750までってオーケーなのですか。

○会長 そうだよね。

○25番金井委員 面積基準と、それから、あと、こんなに面積多いということになると、どういうその要件が来ているのだから、それが聞きたいと思ったのですけれども。

○事務局 まず、28番なのですけれども、一応こちら事務局のほうで聞き取りをさせていただいたのですが、もともと土地が少し細長い傾向というか、の土地でして、そこに施設の概要のところを見ていただくと分かるのですけれども、お家もかなり大きなお家を建てるというところで。また、その、さらに、その大きなお家に結構大きいウッドデッキみたいなのかを作って、何か大型犬をこれから複数飼う予定があるみたいで、お庭をドッグランみたいな形で使いたいというところで、一応そういった計画で。資金計画とかも、そういった計画になっていたの。ちょっと土地がかなり広がっております。

○会長 時々ドッグランでそういう申請が、前も吉井のほうだったっけ、あったよね。

○22番飯野委員 榛名もあったのです。

○会長 榛名もあった。

○22番飯野委員 まだ、僕が見たら手がついていなかったです。

○会長 はい。これ、それで、周り近所はどうなのだろうな。

○事務局 一応周りにはフェンスみたいなのをしっかりして囲うという計画にはなっているというふうに聞いています。

○会長 あんまり隣が近かったりして、ワンワン、ワンワン鳴いて、夜は眠れませんよなんて苦情が来ると困るので、その点もよくあれだよ、いざこざがないようにお願いします。

○事務局 はい。

○25番金井委員 32番はどうですか。32番は。これも面積広いのですけれども、倍以上あるのですけれども。586。

○事務局 こちら旗ざお地になっているので、結構、通路部分のところが多く占めているようなイメ

ージなのですかね。

○会長 大体、地形によって……

○事務局 ここが結構一帯でかなり広いところ、分譲するところで、多分その奥に、手前にお家があって、旗ざおみたいになっているところ。その通路用地分がほかのところより多い理由かなと思います。

○25番金井委員 はい、分かりました。

○会長 大体、一般住宅は250から750で、分家住宅が150から500だったっけ。山田委員、そうだったよね。

○12番山田委員 150坪ぐらいですかね。

○会長 そうだよね。

○12番山田委員 はい。

○会長 山田委員も、少しは何かね。

○12番山田委員 分家だと500平米ぐらいまでが。だから、250が開発でなるのですけれども、その3倍ぐらいまではという話がありますよね、一般住宅の場合。ただ、住宅が敷地、農地と4メートル接しないと駄目なので、その分が奥だとかなりその4メートルでずっと入っていったということで面積がかなり多くなってしまいますのです。

○会長 通路用地が。山田委員から今ちょっと詳細について説明あった。金井委員、いいですか。

○25番金井委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○20番西山委員 いいですか。

○会長 西山委員。

○20番西山委員 20番の西山です。ちょっと16番についてお聞きしたいのですけれども、この譲渡人のほうに所有者不明土地というのがあるのだけれども、この所有者不明でも売買が成立して、この譲受人の名義になるのか。

○事務局 こちらに関して一般的な例で説明させていただきますと、相続人、相続がうまくいかない。例えば、誰だか、簡単に言えば誰だか分からない状況とかよくありまして、相続がうまくいかなかったりした場合に、所有したい人がいたときに、買いたい人とかですね、その利害関係人って多分言うのですけれども、その方が裁判所に申立てをすると、裁判所が管理人を選定することができるということで、今回、管理人ということで、弁護士の方が管理人になっておりますので、流れとしては、そういう流れでこの方が登場しています。

○20番西山委員 では、裁判所に、これは申請をして、それから報告が出て、この管理人が指定されたので、売買が。あとで、だけれども、例えば何分の1か、何十分の1かって、権利がある人がいっぱいいるわけじゃない。おやじがあれになって、こうなって、孫になっていくかって、その枝

分かれがいっぱいいるから、俺なんかも、これを今相談されているのがあるのだけれども、なかなか司法書士だとかに相談しても、ちょっとお金がかかるし、時間もかかるしというので無理だねというような話をしているので、これが出てきたからちょっと聞いたのだけれども。

○事務局 簡単に言うと、たどれる範囲であれば、金かけてやってくださいという形で、今回はこのケースなんかは、もう……

○20番西山委員 たどれないんだ。

○事務局 そう。簡単に言うと、多分たどれない。あと、もうどうしようもできないということで、裁判所も、基本的にその辺の相続の資料とか全部見た上で裁判所も判断していると思いますので。

○20番西山委員 ただ、取りあえず裁判所に申請をすれば、こういう手続が取れるということかい。

○事務局 個々のケースによってです。

○20番西山委員 個々のだけれども。では、うちのほうも、それでやってみるか。

○会長 あと、相続したのだけれども要らないから国に返すってなると、また金かかるし。結構取られるのだよね、あれもね。

○20番西山委員 あれも、全部でないと駄目なの。これだけうちが取っておくよとか、それは認められないし。ここだけが必要だから、あと残りはみんなあげますというのは、それも駄目だし。

○会長 そういう相談も出てくるし。おかしな世の中になりました。

ほかにございますでしょうか。なければ許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第4号 特定農地貸付計画について。

特定農地貸付計画廃止の承認申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 特定農地貸付計画について。

1番 当初承認につきましては、平成20年8月5日付、高農委第127—4号でございまして、廃止の理由につきましては、市民農園としての管理が難しくなったためでございます。本申請は、その計画の廃止の案件でございます。

以上、特定農地貸付計画についての申請は1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 今、事務局から貸付農地のこの申請が出てきて、説明ございましたけれども。どうでしょう、皆さん。借手がない、借りる人がいない。そういうことなので。借手がいなければ市民農園必要ないもの。自分で草刈ったりしなくてはならないから。

どうでしょう、これ、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第5号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。

高崎市農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農林課

議案第5号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。

農林課の岩井です。議案第5号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「農用地利用集積等促進計画（案）」と、A4横の薄い冊子「農用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

従来までの利用権設定等促進事業が令和4年の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、農地中間管理事業に一本化され、農用地利用集積等促進計画による権利設定が行われます。農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構が、農地の中間的受皿として所有者から農地を借り受け、農業の担い手へ貸付けを行う事業です。今回の議案は、令和7年12月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の薄い冊子「農用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は63名、貸手は148名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が151筆、21万9,679平米、地目、田の期間借地が51筆、8万2,539平米、地目、畑の通年が77筆、8万4,105平米、地目、畑の期間借地が2筆、1,904平米となっており、合計で281筆、38万8,227平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は180筆で、割合は64.1%となっております。

続いて、裏面の総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、10年未満の農用地について、田が163筆、24万6,368平米、畑が43筆、5万2,947平米、10年から15年未満の農用地について、田が44筆、5万7,795平米、畑が26筆、2万5,488平米、15年から20年未満の農用地については、田、畑ともに設定はございません。20年以上の農用地について、田が4筆、4,659平米、畑が1筆、970平米となっております。

また、今回は農地中間管理機構を介した売買が1件ございます。詳細は、分厚い冊子「農用地利用集積等促進計画（案）」と書かれた冊子の一番最後のページ、右下95ページに記載があります。

なお、売買については、貸借とスケジュールが異なっており、11月1日公告予定となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから、この内容について質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○20番西山委員 では、いいかね。毎回。

○会長 はい、西山委員。

○20番西山委員 榛名で4筆あって20年以上というのが出ているので、これは珍しいなと思ったので、これ借りる人というのは幾つぐらいの人。

○事務局 40歳です。

○20番西山委員 40歳。

○事務局 はい。

○20番西山委員 田んぼ作るのか。

○事務局 そうですね、田んぼで。何か作っているのは、ナスとかを作っている認定農業者の方なのですけれども。

○20番西山委員 いや、いや、これ、では、田んぼで米ではなくてナスだとか作るのか。

○事務局 そうですね。今で言うとナスが作る方だと思います。

○20番西山委員 ありがとう。こんなぐらい借りればやめなくていいだろう。20年も貸していれば。

○会長 そうだ。

○20番西山委員 すごいな。

○会長 40歳ならできるよな。20年ね。個人でそれだけ長い珍しいな。法人なら20年とか、そういういるけれども。

ほかに何か質問ございますでしょうか。なければ、要請することとしますけれども、要請してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議案のほうは終わりました、これから報告事項に移ります。

第1号から第4号まで、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第2種住居地域、ほか2件、合計3件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか23件、合計24件

の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか4件、合計5件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条申請1件、5条申請37件、合計38件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和7年9月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 ただいまの報告事項に関して、皆さんから質問等ないですね。この間、事前協議のときに、農地利用最適化推進施策に関する意見の提出ということで、もしありましたら、皆さんよろしく11月2日までですか、提出してください。

それでは、その他ということで、事務局から何か、農地調整、農業振興のほうはない。

○事務局 はい。

○会長 そうすれば、これでいいのかな。皆さんのほうから、これとってお話しすることはないですね。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第28回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時13分 閉会